

## 高額療養費

高額療養費とは、1ヶ月の患者負担金のうち、一定の限度額を超えた額が戻ってくる制度です。申請してから約2～3ヶ月後に指定の口座に振り込まれます。

### 【必要なもの】

- ・ 申請書
- ・ 病院の領収書
- ・ 印鑑（シャチハタ以外）
- ・ 健康保険証
- ・ 銀行通帳（保険本人又は世帯主名義）

### 【提出先】

☆国民健康保険の方→居住地の市区町村

☆協会けんぽの方→協会けんぽ各支部

《北海道支部》

〒060-8524

札幌市北区北7条西4-3-1

新北海道ビル4階（JR 札幌駅北口徒歩1分）

TEL 011-726-0352（代表）

☆組合健康保険・共済組合の方

→勤務先・保険組合に確認して下さい

### 【自己負担限度額】（平成27年1月～）

☆ア…標準報酬月額 85万円以上

252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%

☆イ…標準報酬月額 53～79万円

167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%

☆ウ…標準報酬月額 28～50万円

80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%

☆エ…標準報酬月額 26万円以下

57,600円

☆オ…住民税非課税

35,400円

### 【注意点】

- ・ 1ヶ月ごとに計算となります
- ・ 病院ごとに計算となります
- ・ 入院・外来は別計算となります
- ・ 院外調剤は外来に含みます
- ・ 保険外負担・食事療養費は除きます

### 【特例】

#### ① 入院・外来の合算

1ヶ月に入院と通院をして、それぞれの支払いが21,000円以上で、合計が上記限度額以上となった場合に合算することができます。

#### ② 世帯合算

1ヶ月に家族内で21,000円以上の支払者が2人以上いて、その合計が限度額以上となった場合に合算することができます。

#### ③ 他病院との合算

1ヶ月に1人の方が2つ以上の病院にかかり、それぞれの支払いが21,000円以上で、合計が限度額以上となった場合に合算することができます。

#### ④ 多数該当

1年間で高額療養費の請求が4回目以上となる世帯は、限度額が下がります。

（ア：140,100円、イ：93,000円、ウ・エ：44,400円、オ：24,600円）

※入院する場合は「限度額適用認定証」という制度があります。（シリーズ21参照）  
手続きをすると、自己負担限度額及び保険外負担のみのお支払いとなります。詳しくは地域連携福祉センターへお問い合わせ下さい。

